

議案第12号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条第1項中「若しくは」を「又は」に、「し、又は同法第21条の規定により協議が成立した」を「した」に、「当該許可又は当該協議」を「当該許可」に、「し、又は当該協議が成立した」を「した」に改め、「又は占用の協議が成立した日」を削る。

別表中「令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

設工事を開始した日が当該許可をした
_____日と異なる場
合には、当該敷設工事を開始した日か
ら当該占有することができる期間の末
日までの期間)。以下同じ。)に係る
分を、占有許可をした日 _____
_____ (電線共同溝に係る占
用料にあつては、同法第10条、第1
1条第1項又は _____第12条第1項の
規定により許可をした _____
_____日 (当
該許可 _____に係る電線共同溝
への電線の敷設工事を開始した日が当
該許可をした _____
日と異なる場合には、当該敷設工事を
開始した日)) から1月以内に納入通
知書により一括徴収するものとする。
ただし、当該占有の期間が翌年度以降
にわたる場合においては、翌年度以降
の占有料は、毎年度、当該年度分を4
月30日までに徴収するものとする。

2及び3 略

設工事を開始した日が当該許可をし、
又は当該協議が成立した日と異なる場
合には、当該敷設工事を開始した日か
ら当該占有することができる期間の末
日までの期間)。以下同じ。)に係る
分を、占有許可をした日又は占有の協
議が成立した日 (電線共同溝に係る占
用料にあつては、同法第10条、第1
1条第1項若しくは第12条第1項の
規定により許可をし、又は同法第21
条の規定により協議が成立した日 (当
該許可又は当該協議に係る電線共同溝
への電線の敷設工事を開始した日が当
該許可をし、又は当該協議が成立した
日と異なる場合には、当該敷設工事を
開始した日)) から1月以内に納入通
知書により一括徴収するものとする。
ただし、当該占有の期間が翌年度以降
にわたる場合においては、翌年度以降
の占有料は、毎年度、当該年度分を4
月30日までに徴収するものとする。

2及び3 略